

新型コロナウイルスに関する追加情報

20-006号
通巻:0210

新型コロナウイルスに対応する補助金や税制の支援策が、続々と追加・変更されています。今回はその中のいくつかをお知らせいたします。

①テレワーク支援制度が始動

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律案が4/30付で可決成立したことを受け、「テレワーク等のための中小企業の設備投資税制」が始動しました。

これまで、『中小企業経営強化税制』を適用できる設備は、生産性向上設備(A類型)、収益力強化設備(B類型)でしたが、新たにテレワーク等のための設備として、デジタル化設備(C類型)が追加されました。

青色申告書を提出する中小企業者などが、指定期間内に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等をした一定の規模の設備について、指定事業の用に供した場合、即時償却又は設備投資額の7%(資本金の額が、3,000万円以下の法人などは10%)の税額控除をすることができる制度です。

設備の取得に係る税制措置の概要				
法人税 ^(※1) について、 即時償却又は取得価額の10%^(※2)の税額控除 が選択適用できます。 (中小企業経営強化税制)				
		※1 個人事業主の場合には所得税	※2 資本金3000万円超1億円以下の法人は7%	
設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	国	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10% (※7%) 生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資 デジタル化設備 (C類型) 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備		
		【中小企業投資促進税制 (中促)】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用	【商業・サービス業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用	
※ を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要 ※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合				

中小企業庁より

②持続化給付金（令和3年1月15日まで申請可能）

通巻:209にてお伝え済みですが、一部変更になりました。

変更点:顧問税理士が代行申請を行うことが問題ないとする取扱いが明確化

顧問税理士のパソコンおよびメールアドレスを代行申請の際に使用することは、「電子申請が困難な者への申請サポートを通じた支援」として行うことが可能。(日本税理士会連合会)

注意点:申請フォームの記入、送信を有償ですることは行政書士の独占業務

申請フォームの記入や送信を無償で支援すること、申請手続やWEB申請システムの操作方法の説明、必要書類などの確認などを有償で行うことは可能(中小企業庁)

③労働保険の提出期限を8月31日まで延長

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の労働保険の年度更新期間について、以下のように変更することを明らかにした。

年度更新期間: 令和2年6月1日～7月10日



令和2年6月1日～**8月31日**

納税猶予の特例: 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主で以下の要件を全て満たす場合は、申請により納付を1年間猶予することができる。

※8月31日までの年度更新期間中に申請済

※令和2年2月以降の任意の期間において、前年同期20%以上減少。

※上記売上減少により、一時に納付を行うことが困難。

補足

同時期に提出期限を設定する算定基礎届については、特に納付額が発生しないため、「新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までの提出が難しい場合は、期限後も受付いたしますが、早期のご提出にご協力いただくをお願いします」との協力要請となっています。

～コメント～

新型コロナウイルス感染症の影響に対する猶予規定や助成金等のお知らせは、日々変化しています。

弊所のHPにも、情報を載せております。新たな情報が追加されましたら、随時ご紹介させていただきます。

クラージュ総合会計事務所 水川 亮